

令和8年度 香川県保育学生修学支援事業 (高校生事前募集) 募集要項

この事業では、保育士を目指す優秀な学生であって、かつ、家庭の経済的な理由により修学が困難な学生（独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種奨学金の対象者と同程度の経済的理由により修学が困難な学生等）に対して修学資金の貸付を行います。

1. 貸付対象

貸付の対象となるのは、次の①から④の要件を満たす学生です。

- ① 保育士養成施設の学生（保育士養成施設に進学予定の高校生）
 - ・現在、香川県内の高校に在学中で、次年度に県知事の指定する保育士を養成する香川県内の学校その他の施設のうち専修学校（一般課程）及び各種学校を除く施設（以下「養成施設」といいます。）に進学予定の方（事前募集による貸付内定）
 - ・なお、貸付は香川県内の養成施設に入学後、在学時に行います。
- ② 申し込み時点で香川県に住民登録をしている方
- ③ 高校卒業年度の前年度の学業成績の評定平均値が3.5以上であること。
 - ※学業成績の評定平均値が3.5未満の場合でも、学業成績以外の部分において優秀である等、学校長が推薦する場合は申請可能とする。
- ④ 生計維持者の貸与額算定基準額が381,500円以下であること。
 - ※独立行政法人日本学生支援機構法に規定する第二種学資貸与金における家計基準に準拠します。
 - ※生計維持者とは、申込者本人の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれにあたります。
 - ・貸与額算定基準額は次の計算式により算出します（100円未満は切り捨て）。

$$\text{貸与額算定基準額(a)} = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額(b)}) - (\text{多子控除(c)} - (\text{ひとり親控除(d)} - (\text{私立自宅外控除(e)})) \quad (100 \text{円未満は切り捨て})$$

- (a) 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります（以下の例外を除く）。
 - ・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除等の臨時的な減税処置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。
- (b) 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額)に3/4を乗じた額となります。
- (c) 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報又は申込時の申告人数のうち、小さい人数を適用します。
(例) 生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、(3-2)人×40,000円=40,000円となります。
- (d) ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。
- (e) 在学採用の審査において、申請者が私立の大学・短期大学・専門課程を置く専修学校・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。進学前の事前募集の審査においては適用されないため、一律0円となります。

【参考】収入・所得の上限額の目安

世帯人数	想定する世帯構成	(○)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)	(○)が給与所得者以外 の世帯 (年間の所得金額)
2人世帯	本人、親(○)	1, 166万円	893万円
3人世帯	本人、親A(○)、 親B(無収入)	1, 113万円	879万円
4人世帯	本人、親A(○)、 親B(○※1)、中学生	1, 250万円	892万円
5人世帯	本人、親A(○)、 親B(○※1)、中学 生、小学生	1, 334万円	958万円

※1 親Bは、例として、給与所得の場合(左表)は収入300万円、給与所得以外の場合(右表)は所得200万円としています

※2 表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

※3 日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」で、貸与額算定基準額のおおよその確認ができます。

URL: <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

2. 新規募集人員

- ・30名程度

3. 貸付金の額等

- ・基本(月額貸付): 50,000円以内/月(最高24か月分、計1,200,000円以内、ただし貸付決定を受ける年度が最終学年の者は、最高12か月分、計600,000円以内)。高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の対象となる方は、月額50,000円を上限に授業料の自己負担額の範囲において貸付を行います。
- ・入学準備金: 200,000円(貸付の初回のみ)(ただし、当該養成施設に入学した日の属する月の初日から1年(当該養成施設の正規の修学期間が4年の場合にあっては、2年)を経過する日までの間に初回の貸付を受ける場合に加算することができます。)。高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の対象となる方は、200,000円を上限に入学金の自己負担額の範囲において貸付を行います。
- ・就職準備金: 200,000円(貸付の最終回のみ)

合計1,600,000円以内 ※利子については、無利子とします。

修学資金の貸付期間は、原則として、貸付内定日の属する年度の次年度(養成施設に入学後)4月から2年間です。

※ただし、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、修学資金の額のうち基本分の2年間(最高24か月分)に相当する金額(1,200,000円)の範囲内であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

その他、生活保護受給世帯の方などに、生活費の一部を加算（生活費加算）して貸し付ける制度もあります。高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金を受給される方は、併願は可能ですが、併用して生活費加算を受給することはできません。原則として、給付型奨学金が優先となります。

※ 生活費加算のみを貸し付けることはできません。

4. 申し込みの方法

修学資金の貸付を受けようとする方は、「保育士修学資金貸付申請書（高校生事前募集用）」（運営要領の様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、在学する高校に提出してください。

- (1) 世帯に関する届出書（運営要領 様式第1号の2）
- (2) 誓約書（運営要領 様式第2号）
- (3) 推薦書（高校生事前募集用）（運営要領 様式第3号）※高校が作成
- (4) レポート（200字以上400字以下、様式は任意）
- (5) 住民票（申請者及び申請者と生計を一にする世帯員の住民票（謄本）と連帯保証人（住民票抄本））
- (6) 世帯の収入を証明する書類（市区町村が発行する所得課税証明書）
- (7) 世帯の扶養状況が確認できる書類（源泉徴収票の写しまたは確定申告書の写し）
- (8) 貸付申請者の家庭が、生活保護受給世帯又は生活保護受給世帯に準ずる経済状況である場合、そのことを証明する次のいずれかの書類（該当する場合のみ）
 - ① 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
 - ② 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税が非課税であることを証明する書類
 - ③ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免があることを証明する書類
 - ④ 国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金が減免されることを証明する書類
 - ⑤ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予があることを証明する書類
- (9) 高校が作成する貸付申請者の評価書類（調査書、内申書等）
- (10) その他会長が必要と認める書類（該当する場合のみ）※個別に対応します。

5. 募集期間

「募集期間」は、在籍している高校にお問合せください。

※申請書は、高校で審査、取りまとめのうえ香川県社会福祉協議会に提出されます。

6. 貸付の内定

各高校からの推薦を経て、香川県社会福祉協議会に設置する「香川県保育士修学資金貸付対象者審査委員会」にて、家庭の経済状況、学業優秀、レポートの内容、他の給付型奨学金の利用状況等、総合的な審査を行い、高校卒業年度中に貸付内定を行います。

なお、内定後に、貸付要件を満たさなくなった場合（香川県内の保育士養成施設に進学しなかった場合等）は、保育士修学資金貸付辞退届を提出してください。香川県内の養成施設に進学した場合は、入学後、在学証明書の提出が必要です。

【提出先】：香川県社会福祉協議会 香川県福祉人材センター 保育学生修学資金貸付担当係

7. 修学資金の交付

修学資金の交付は、養成施設に進学後、原則年2回（養成施設卒業年度においては原則3回）とし、「保育士修学資金振込口座申請書」で申請のあった口座へ振り込みます。

なお、振込みは、在学証明書等で在学の確認ができた方を対象とさせていただきますので、振込み前には在学証明書等の提出をお願いします。

また、年1回、出席状況のわかる書類又は成績通知書の写し若しくは成績証明書の提出をお願いします。

8. 修学資金の返還の免除

次のような場合には、返還金の全部または一部が免除されます。

（1）返還の当然免除

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、かつ、次の要件のいずれかに該当する場合、返還を免除することができます。

- 香川県内の保育所、認定こども園、預かり保育を常時実施している幼稚園等（※）において、5年間、業務に従事すること。（ただし、過疎地域、離島及び中山間地域等において業務に従事した場合、または、入学時に45歳以上の方で、離職して2年以内の方が業務に従事した場合の従事期間は3年間とします。）

※返還が免除される保育所等については、国の「保育士修学資金貸付等制度の運営について」の7に記載されておりますが、詳しくは、香川県社会福祉協議会にお問合せください。

- 香川県内の保育所等において、5年間勤務している間に、業務上の事由により死亡し、又は、業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

（2）返還の裁量免除

次の要件のいずれかに該当し、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が難しい場合、返還の債務の全部または一部を免除することができます。

- 死亡し、又は障害により修学資金を返還することができなくなったとき、返還の債務の全部または一部
- 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還することが困難であると認められる場合に限り、返還の債務の全部または一部
- 香川県内において2年以上業務に従事したとき返還の債務の一部

（3）その他

公務員の人事異動等により、行政事務等の保育士業務以外の業務に従事したときや、預かり保育を実施していない幼稚園に異動になった場合は、その時点において、返還義務が生じることになりますので、ご注意ください。

9. 修学資金の返還

(1) 返還

修学資金の返還は、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除きます。）に、運営要領の第 12 により、返還を行わなければなりません。

- 運営要領の第 8 の規定により修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- 養成施設卒業後 1 年以内に保育士登録簿に登録せず、又は香川県の区域で運営要領の第 11 の（1）に規定する業務に従事しなかったとき。
- 香川県の区域内において、運営要領の第 11 の（1）に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により運営要領の第 11 の（1）に規定する業務に従事できなくなったとき。

(2) 返還の当然猶予

修学資金を借り受けた方は、運営要領の第 8 の規定により、修学資金の貸付を取り消された後も引き続き養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けることができます。

(3) 返還の裁量猶予

修学資金を借り受けた方が、次のいずれかに該当する場合は、これらの事由が継続している期間、履行期限がまだ到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することができます。

- 香川県の区域で運営要領の第 11 の（1）に規定する業務に従事しているとき
- 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき

(4) 返還の猶予の申請

返還の猶予を受けようとする方は、「保育士修学資金返還猶予申請書」（運営要領の様式第 10 号）に、次に掲げる書類を添えて香川県社会福祉協議会に提出してください。

- 就学による場合にあっては、養成施設の長の発行する在学証明書
- 就業による場合にあっては、業務に従事する施設又は団体の長が証明した「保育等業務従事届」（運営要領の様式第 11 号）
- 上記以外の場合にあっては、申請の理由を証明する書類

(5) 延滞利子

修学資金を借り受けた方は、正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 % の割合で計算した延滞利子を納めなければなりません。

※詳細については、「2026 年度香川県保育学生修学支援事業のてびき」をご確認ください。

【お問い合わせ先】

香川県社会福祉協議会香川県福祉人材センター 保育士修学資金貸付担当

電話番号：087-833-0250、FAX：087-861-5622